



鳥取県公報

平成13年10月3日(水)

号外第108号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(564)(経営指導課) 1

告 示

鳥取県告示第564号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成13年10月3日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成13年10月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率
利子補給率を上乗せする場合	利子補給率を上乗せする場合
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が8年以内であるものに限る。)を年0.2パーセントの割合で交付する場合	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が9年以内であるものに限る。)を年0.2パーセントの割合で交付する場合
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超えて9年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超えて10年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超えて10年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超えて11年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超えて11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超えて12年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超えて12年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超えて13年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超えて14年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超えて15年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超えて15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	略
略	

2 平成13年10月3日 水曜日

鳥 取 県 公 報

(号外)第108号